

会 議 録

- 1 会議名
第4回阿賀野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会
- 2 開催日時
令和3年2月5日（金） 午後3時から午後3時50分まで
- 3 開催場所
阿賀野市水原公民館 大会議室
- 4 出席者（傍聴者を除く）の氏名（敬称略）
 - ・委員：藤森勝也、植木政行、富田直志、町田一夫、相川久美子、渋谷信和
（9人中6人出席、委任状3件）
 - ・事務局：宮尾課長、山寄課長補佐、山崎地域包括支援センター長、
山崎地域包括支援センター阿賀野次長、江口地域包括支援センター笹神次長、
吉川介護保険係長
- 5 議題（公開・非公開の別）
 - (1) パブリックコメントの実施結果について（公開）
 - (2) 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（最終案）について（公開）
 - (3) 第8期介護保険料の試算結果について（公開）
- 6 非公開の理由 なし
- 7 傍聴者の数 0人
- 8 発言の内容
 - 1) 開会 — 事務局開会 —
 - 2) 委員長あいさつ — 挨拶 —
 - 3) 議題
○委員長 ：今回は第4回目の高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定という委員会になります。
 計画書について、これまで委員会でご審議いただきましたが、今回

最終案としてまとめたいと思っております。内容のご検討・ご審議をお願いしたいと思います。

本日の議題につきましては、

- (1) パブリックコメントの実施結果について
- (2) 阿賀野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(最終案)について
- (3) 第8期介護保険料の試算結果について

というような順番で進めていきたいと思っております。

それでは、1番の「パブリックコメントの実施結果について」ということで、事務局の方からお願いいたします。

(1) パブリックコメントの実施結果について

○事務局 : 始めに資料の訂正をお願いいたします。2点ございます。

まず、「パブリックコメント回答反映後の介護保険事業計画(案)」という資料がございますが、表書きの第4章のところが40ページとなっております。こちらを56ページに訂正をお願いします。併せまして、こちらについている計画案の3枚目も同様に40ページを56ページに訂正くださるようお願いいたします。

また、本日お配りしましたA4横長の「修正一覧」という資料ですが、1枚目の下から2項目目、「7つの施策」とありますが、「7つの政策」の誤りでした。「修正前」欄、「修正後」欄、両方にありますので、訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、議題の(1)「パブリックコメントの実施結果について」ご説明いたします。

資料については、「パブリックコメントの実施結果について」と計画(案)を中心にご覧ください。また、A4横長の「計画案修正一覧」についても併せてご覧いただければと思います。

本計画のパブリックコメントにつきましては、12月28日から1月26日の期間で実施され、おひとりの方から9項目(資料では細分化して13項目)の意見書が提出されました。

提出された意見を課内で協議しまして、こちらの資料の内容を市の考え方とし、本日の委員会でご承認いただきましたら、市のホームページに公表したいと考えております。

なお、みなさまにお送りしました計画(案)につきましては、1項目を除いて、パブリックコメントの修正案を反映していない状態です。反映後の計画(案)については、先ほど修正していただいたとおり、別綴りとなっております。

すので、後ほどご覧いただければと思います。

また、パブリックコメントにつきましては、軽微な語句の修正等の説明は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、計画（案）の1ページと「パブリックコメントの実施結果について」の2ページ目をご覧ください。

左端に番号がついておりますが、2番から6番までは計画（案）の1ページについてのご意見となっております。

始めに2番についてですが、計画案1ページ「第1章計画の策定にあたって」の「1 計画策定の趣旨」で令和7年、令和22年のことについて述べてありますが、93,94,95ページ参照（人口推計のページ）と付記したとしても、最初の5行から緊迫感が不足。市民の方に理解していただくのに、「93ページ・推計されます。95ページ・見込まれています。」で終わらず、「令和7年75歳以上が何人、令和22年65歳以上が何人、50歳以下の成人が1人当たり支える高齢者は何人。社会的負担の増加がこの位。」などの数字を示し、『よって、市では、いままでの取り組みを継続、強化しつつ高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自立した生活が営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、令和3年度から令和6年度までを計画期間とする「阿賀野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。』と、ここにも記載する。これにより、計画策定の趣旨が補強される。

とのご意見です。

市の考えとしましては、後半の『よって、市では、いままでの取り組みを～』以降についての変更はなしとしたいと考えまして、前段についての対応を検討いたしました。

資料の「市の考え方」という欄が回答欄となっております。

まず、「緊迫感が不足」とのことから令和7年、令和22年について、それぞれ高齢化率を加えております。

また、ご意見中段の『「50歳以下の成人が1人当たり支える高齢者は何人。社会的負担の増加がこの位。」などの数字を示し、』とありますが、ご意見どおりの数値をお示しすることが難しいため、回答欄のとおり、40歳～64歳までの第2号被保険者に対する65歳以上の第1号被保険者の人数の記載を考えております。

続きまして、次のページの3番をご覧ください。こちらについては、計画（案）の11行目の「若い世代からの生活習慣の～」というところから13行目の「在宅サービス等の充実・強化等の対策」というところまで、強調したいことにカギ括弧「」をつけて明確にしたらどうか、とのご意見です。

市としましては、前後の関係から、修正しない方向で考えております。

次に4番についてです。

計画（案）の21行目、下から8行目ですね、こちらの「市民が住み慣れた地域で誇りをもって住み続けられ～」から次の行の「地域社会」まで、資料の「意見の概要」のとおり、文章を区切り、「 」をつけてわかりやすくしたらどうか、とのご意見です。

こちらにつきましては、「地域社会」ということばまでの文章が長く、ご意見のとおり、わかりにくいと思われる点もあるため、回答案のとおり修正を考えております。

次の5番については、計画（案）の23行目、下から6行目の「高齢者を社会的弱者としてではなく、高齢社会を支える一員として～」というあたりについてですが、記載の文章の意図を汲んで、「自らも高齢社会を支える役割を担えるよう、～」とした方がよいのではないかと、とのご意見です。

市としましては、計画（案）の文章もご意見の文章と同様の意味が読み取れることから、「高齢社会を支える一員」の前に「自らも」ということばを追加するのみにしたいと考えております。

6番については、(字句の修正のため)説明を省略させていただきまして、次のページの7番をご覧ください。

この7番についてのみ、すでに計画（案）を修正させていただいております。

計画（案）の36ページ・37ページをご覧ください。

修正前は、37ページの8行目の「フレイル」ということばに(虚弱)という説明書きがついていたのですが、ひとつ前の36ページの下から2行目にも同じことばがあるため、こちらに説明書きをつけて、後から出てくるものには説明書きをつけない、とのご意見です。

こちらのチェックもれで大変申し訳ないのですが、「フレイル」が初めて出てくるのが、30ページとなっております、30ページの欄外に語句の説明文を追加させていただきました。

次に資料の9番と計画（案）の37ページをご覧ください。

4行目の「団塊の世代が～」というところから、11行目の「意識の共有を図ります。」というところまで、「計画の柱となる部分なので、項目立てて枠で囲み強調する」とのご意見ですが、前後の関係から修正しない方向で考えております。

続いて、資料の11番をご覧ください。計画（案）は53ページと62ページになります。

計画（案）の53ページの下から5行目の「一人暮らし高齢者リスト」と62ページの上から3行目の右端、「避難行動要支援者名簿」ですが、それぞれ名

簿についての記述がございます。ご意見は、自治会の扱いやそれぞれの名簿の関連性や整合性、一体化について考えていないのか、といったものです。

資料の回答案にお示ししているとおり、53 ページの「一人暮らし高齢者リスト」については、住民基本台帳を基に作成されるものであり、市役所関係課で共有される基本情報となります。また、「避難行動要支援者名簿」については、一人暮らし高齢者リストを基に、自治会長を通じて、ご本人から名簿登載と民生委員さんへの情報提供をしてよいかご了解いただいたうえで作成する名簿となりますので、資料のとおり、回答したいと考えております。

続いて、資料の次のページ、12 番と計画（案）の 56 ページ、①専門職員の配置のところをご覧ください。

専門職員の配置数や配置基準、達成率を示すべきとのご意見になります。市としましては、配置基準や達成率については、回答案のとおりとし、職員数のみ 56 ページの最下段への追記を考えております。

パブリックコメントによる計画（案）の修正案につきましては、先ほどページを訂正していただきましたこちらの資料でご確認いただけます。アンダーラインがひいてある部分が修正箇所となりますのでご確認ください。

最後に、資料の 13 番をご覧ください。

ヤングケアラーについて、実態調査、対応、方針などの記述が欠落している、というご意見です。

ヤングケアラーは、高齢者に限らず、病気や障がいなどのある家族の介護をする 18 歳未満の子どもですけれども、昨年の秋ごろに、厚生労働省が全国の教育現場を対象にした初の実態調査を行うという報道がされておりました。現在、埼玉県がケアラー支援条例、ケアラー支援計画を定めておまして、先行して取り組みを行っている印象があります。当課としましては、関係部局と連携して今後の対応を検討していきたいと考え、資料のとおり回答案を考えております。

以上で議題（1）についての説明を終わります。ご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長：ありがとうございました。ただ今、事務局の方から説明いただきました。

パブリックコメントにつきましては、約 1 か月間ご意見を求めて、おひとりの方から 13 項目についてご指摘いただいたわけですが、ただ今のご説明のとおり、変更しようと思うところ、また、そのままにしようと思うところあるようでございますが、委員のみなさんから何かご意見、ご質問等あればお伺いしたいと思います。いかがですか。

(意見をくださった) おひとりの方は、非常によく見てくださっていますね。

○委員長 : C委員、何かございますか。

○C委員 : 特にありません。

○委員長 : よろしいですか。

○G委員 : すみません、ちょっとよろしいですか。

避難支援対策というのがありますけれども、私たち民生委員は、高齢者や障がい者の一人暮らし、二人暮らしの方の名簿をもらいます。その他にも自治会長も名簿をもらいますけれども、その中で、私たちがもらう名簿には網掛けの部分がありますよね。(※網掛け：個人情報の開示に同意していない方の表示)

そういう（個人情報を公開していない）人たちから、今回の正月過ぎの雪の関係で、雪降ろしをどうしてくれるんだとか、玄関前まで除雪してくれないとか、そういう問い合わせが結構あったと民生委員の1月の定例会の中で話がありました。

個人情報なので公開しないでくださいと言っているのにも関わらず、一方では助けてくれという話もあります。それをもうちょっと市の方でしっかり対応してもらって、民生委員や自治会の方に話をしてもらえば、本当に高齢者が困った時にどうすればいいのか、私たちにもわかるのですが。(問い合わせをもらっても)名簿が網掛けになっているのにどうすればいいのか、というのが民生委員の反応なんですよ。

民生委員も大雪が降ると自分の家も大変だということで、なかなか人のところまで助けには行けないこともありますので、(対応しやすいように)個人情報を今後どうするかというのもしっかり考えてもらえばありがたいと思います。

○事務局 : 確かにG委員がおっしゃられるように、ご本人からご同意をいただいた方のみ(名簿に)お示ししておりますけれども、またこのような災害とか大雪などがあった場合、そういうことも想定しながら、今回のことをよい機会ととらえまして、同意等の取り付けについては、また積極的にPRしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○G委員 : やはり万が一の時に公開しておいてもらえればある程度わかるのですが。

ただ、災害がおきた時には、あそこは網掛けだからといって知らんふりはできないのだけれども。

○事務局 : いろいろな方がおられまして、頑なに同意いただけない方も中にはいらっしゃいますので、その辺りもなんとかご協力いただけるように働きかけをしてまいりたいと思います。

○G委員 : 4月から自治会長が変わりますよね。

民生委員も自治会長が変わったら必ず挨拶に行って、民生委員をやっていますから心配事とか高齢者のことで何かあったらお知らせくださいとお話します。

また、万が一災害の時も高齢者の所にどのように助けに行くかというのも自治会で話をしておいてくださいと、特に新任の方にはよく話しておきます。

ただ、話しづらいというのものもあるだろうから、そういうことのないように、ちょこちょこ民生委員が顔を出して自治会長とお話してコミュニケーションをとっていかないとうまくいきませんよというような話は（民生委員の中で）しています。

○委員長 : ありがとうございます。E委員、何かありますでしょうか。

○E委員 : 特にございません。

○委員長 : 大丈夫ですか。D委員、ございませんか。

○D委員 : 特にありません。

○委員長 : よろしいですか。

では、特に質疑等はないようでございますので、ただ今、説明いただきました議題1のパブリックコメントの実施結果につきまして、このように変更するというので、ご承認していただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、異議なしということで、承認とさせていただきますと思います。

○委員長 : 続きまして、議題2・議題3を一括して事務局よりご説明をお願いいたします。

- (2) 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（最終案）について
- (3) 第8期介護保険料の試算結果について

○事務局：高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（最終案）を参照し説明

それでは、議題の(2)、(3)について、説明させていただきます。

A4横長の「計画（案）修正一覧」という資料をご覧ください。

1枚目については、先ほどのパブリックコメントによる修正項目となっております。左端の番号はパブリックコメントの資料の番号と同じものとなっております。

2枚目以降に12月の策定委員会でお配りしました計画（案）から事務局で変更させていただいた部分を記載してございます。

2枚目以降については、左端の番号は通し番号となっております。こちらの資料につきましても、軽微な語句の修正や追加等は資料をご確認いただく形とさせていただきます。内容の変更となるようなものについて、説明させていただきたいと思っております。

また、資料に記載はしていないのですが、例えば、「および」とか「ならびに」、「取り組み」など、表記がまちまちになっているところがありましたので、こちらの方も一括で統一させていただいております。

それでは資料をもう1枚めくっていただきまして、資料の17番をご覧ください。計画（案）は91ページになります。

こちらの方は国から示されました基本指針の記載が不足していた部分がございます。また、(2)の「介護人材の育成」の下に6としまして、「介護現場における業務の効率化」という項目を追加いたしました。国の基金を活用した事業の情報提供や文書負担の軽減などに取り組んでいきたいと考えております。また、この項目の追加に伴いまして、86ページの主要事業の一覧と目次についても項目を追加しております。

続きまして、次のページをご覧ください。

20番から25番につきましては、後ほど議題(3)の保険料と併せて説明させていただきます。

一番下の26番をご覧ください。計画（案）は110ページになります。

こちらにつきましても、基本指針の記載不足の関係で、4行目から5行目に「保険者機能強化推進交付金」と「介護保険保険者努力支援交付金」についての記述を追加しました。

この交付金につきましては、高齢者の自立支援や重度化防止、健康づくり等についての取り組みを推進するために、国が指標を定めて保険者の取り組みを評価し、点数に応じて交付金を算定する、といったものとなっております。

それでは、資料の 20 番に戻っていただきまして、議題 (3) の「介護保険料の試算結果について」説明させていただきます。計画 (案) は 99 ページをご覧ください。

まず、サービス見込量についてですが、99 ページから 104 ページまでがサービス見込量についての記載となっております。

サービス見込量の推計につきましては、1 月の介護報酬改定と直近の利用実績の取り込みによりまして、第 8 期計画中の給付費と、一部、人数や令和 2 年度の見込値が変更となっております。

続きまして、資料の 23 番、計画 (案) では 105 ページ、106 ページとなります。

105 ページの (3) 標準給付費の見込み、(4) 地域支援事業費の見込み、106 ページの (5) 介護保険事業費の見込み ですが、こちらにつきましては、12 月の資料では、表全体を「試算中」とお示ししておりました。これについても、介護報酬改定後の数値を記載させていただきました。

続いて、資料は 24 番、計画 (案) は 108 ページをご覧ください。

こちらでも前回の資料では、「試算中」と表示しておりましたが、介護報酬改定後の第 8 期の介護保険料と関連数値をお示ししております。

介護報酬改定の 0.7% のアップ分と直近の利用実績、サービス見込量の見直し等を反映させた結果、資料にはお示ししてございませんが、介護保険料基準額が月額 6,698 円、第 7 期の保険料と比較しまして「212 円アップ」の試算となりました。

108 ページの表の下から 5 行目に「準備基金の残高」という項目がございます。

保険料の上昇を抑えて、極力負担を軽減するために、この「介護保険給付費準備基金」、令和 2 度末の試算で残高 188,000,000 円のうち、107,000,000 円を取り崩すと仮定して試算したところ、介護保険料基準額が第 7 期と同額の「月額 6,486 円」と算出されました。

市としましては、この 7 期と同額の試算額を第 8 期介護保険料基準額(月額)にしたいと考えております。

また、計画 (案) 109 ページでは、保険料の所得段階表を表示しまして、段階別の保険料を記載いたしました。資料の 25 番と併せてご覧ください。

表の上の説明文も若干訂正しておりますので、資料でご確認いただければと思います。

こちらの所得段階につきましては、低所得者への負担軽減となるよう、第 6 期から介護保険料を 11 段階に設定しておりますが、第 8 期につきましても 6 期、7 期と同様に 11 段階としております。

また、国の標準所得9段階のうち住民税本人課税層の基準所得金額の変更に伴いまして、11段階とした当市の所得段階区分のうち、第8段階から第11段階までの本人所得額を変更いたしました。金額につきましては、資料の25番に赤字で表示されている部分となります。

また、第1段階から第3段階までの調整率ですが、計画(案)110ページには、第一段階0.3、第二段階0.5、第三段階0.7とお示ししてございますが、こちらにつきましては、公費負担による軽減後の割合を表示しております。

以上で議題(2)、議題(3)についての説明を終わります。

ご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長 : 事務局の説明が終わりました。

何かご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

新しく付け加えた項目が、大きくは2項目ということですね。語句の細かな変化というのは内部の整合性をとるために行いました、ということですね。

介護保険料の試算結果につきましては、第7期と同様の額にしたいということです。そのためには、準備基金から支出するということです。

○事務局 : 考え方といたしましては、2億近い基金がある中で、また介護保険料を値上げするというような形では理解が得られないのではないかとこの部分を考慮しまして、このような形で進めていきたいと考えております。

○委員長 : 委員の方から何かご意見ございますか。

例えばこれは、新潟県は20市がございませけれども、阿賀野市の第7期の介護保険料というのは20市中どのあたりに位置するのでしょうか。

○事務局 : ワースト2位です。高い方から2番目でございます。

30市町村で下から4番目ですね。

○委員長 : 20市中で18位、30市町村がございませるので26位ということですか。

○事務局 : そうですね。

○委員長 : わかりました。その要因というのは分析していますか。

○事務局 : 高齢化率が高ければ保険料に影響してくるのかと思ったのですが、他の自治体と比較してみると、高齢化率はあまり影響していないようです。また、

認定者数・認定率が高かったり、多かったりすれば保険料に影響してくるかと調べてみたのですが、その辺りもバラつきがあって、必ずしも認定率が高い所が保険料が高い所ではない、というような実態がございました。

当然ながら村部等の人口が少ない所は負担が多くなっているところはございますけれども、やはり需要と供給のバランスなのかもしれません。こういう言い方が適切なのかわかりませんが、サービスが充実している地域についてはやはり（保険料が）高めになっている傾向があるのではないかというふうに見ております。

○委員長 : ありがとうございます。

阿賀野市は新潟県の20市のなかでも最も介護施設が充実している市でございますので、そうした状況から今のご説明のとおり（サービスが）利用しやすい。利用しやすいから、みんなで費用を負担します、ということになると、確かに推察できるわけでございます。ですから、高齢者の方はそういう意味では、他の市町村よりそういった施設に入りやすい、安心できると解釈できるかもしれません。

委員のみなさま方から何かございますか。

D委員、何かございますか。

○D委員 : やはりお話をお聞きしまして、充実しているのはいいことだな、と思います。

○委員長 : 何かございますか。G委員。

○G委員 : 他の市の方は阿賀野市の施設に入られるんですか。

○事務局 : 広域で、県が認可する施設がありますけれども、そちらにつきましては市外からも入所、利用が可能です。地域密着型という規模の小さい、定員の少ない施設もあるのですが、そちらについては阿賀野市民だけという形になっています。

○G委員 : 私の知り合いで施設に入りたい人がいて、新潟市内ではだめだったけど阿賀野市に入れてもらった、すごくいいよね、と言っていました。

○委員長 : そういう方が確かにいらっしゃいます。

ありがとうございます。副委員長、いかがですか。

○副委員長：このお話の続きになってしまうのですが、施設が充実している中で、そうすると今度働く人が多く必要になってくると。今の介護の現場というのは本当に人が足りない。阿賀野市だけじゃなくて人が足りない中で、より阿賀野市は福祉施設が多いもので、人をどう集めるかというのが非常に難しくなってきたというのが日々実感しているところです。その辺も、今回人材確保という所を出していただいているんですけど、かなり重要な点になってくるかなと思っております。

○委員長：ありがとうございました。

前回の第3回の会議の時にもそういう話が出ておまして、先ほど91ページの介護人材の確保、そして業務を効率化することによって、その負担を減らしていくということが加えられた、ということですね。

それでは、他にございますか。

ないようですので、今お話しいただきました阿賀野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画案につきまして、原案のとおりとさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしとさせていただきたいと思えます。

高齢者を取り巻く状況に対応できるように、阿賀野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に向けて作業を進めていくということでございます。ありがとうございました。

4) その他

○委員長：それでは続きまして、「4 その他」に移らせていただきます。
事務局の方からお願いします。

○事務局：それでは、今後のスケジュールにつきましてご説明申し上げます。

本日決定いただきましたこの原案を基に、2月16日にこの内容につきまして市議会議員の全員協議会で説明をいたします。

また、まだ日にちははっきりしておりませんが、2月の末頃、県への意見聴取ということで、この原案を基に県から意見聴取をいただくこととなっております。従いまして、県から、国の指針にこれが欠けているとか、この辺りの表記がうまくないとか、ご意見をいただく可能性もありますので、

万が一そういうことがありましたら、委員のみなさまには持ち回り等でお示しさせていただきたいと考えております。

その後、3月議会の定例会になりますけれども、今ほどの保険料関係、あるいは制度改正関係で介護保険条例の一部改正を行う予定でございます。

それを受けまして、3月末には計画書の納品を予定しておりまして、その後、順次関係者のみなさまに配布していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○委員長 : ありがとうございます。ご意見ご質問等ございますか。
最終的には何部くらい印刷して配布される予定ですか。

○事務局 : 200部です。

○委員長 : 主としてどのようなところに配布されるのですか。医療施設、介護施設といったところなのでしょうか。

○事務局 : はい。あとは市議会議員や県内の自治体30市町村や策定委員のみなさんを始めとする関連する会議の委員の方には配布しております。

○委員長 : わかりました。委員のみなさまから何かございますか。
せっかくおいでいただいた日経マシナリーさんは何かございますか。

○日経マシナリー :

先ほど保険料のお話の中でありましたが、かなり自治体の中で差が生じてきているのは事実なんですね。なぜ、うちの町は、うちの市は、うちの村は、この金額なのかという話になって、先ほどご説明がありましたが、普通ですと高齢化率が高ければ保険料が高いのではないかという考えで、そうではない場合もある、ということでしたが、その中で大きな要因があるとなれば、認定者の中で介護度の軽い方が多いのか、あるいは、重い方が多いのか、そこはひとつ大きなポイントになっています。施設整備については、阿賀野市は、利用率が非常に高く、利用しやすい傾向が出ているのだらうと思います。施設整備については、概ねほとんど終わっている感じなので、今回極端な保険料の上昇はないのですが、他市町村では施設整備がまだ課題になっていまして、今回もまた保険料が上がるという市町村もあります。近隣でも、お聞きしているとちょっと上がる所もあります。あるいは、事務局では、据え置きしたい、コロナ禍なので余計据え置きしたいというのが、今回県内の

中でもあります。

そのサービスの利用率、認定者の状況によって、阿賀野市さんは、利用しやすい、限度額を利用できるような内容になっているのだらうと思います。利用しにくくないという。そこで、限度額に応じて指定サービスを十分提供されて、生活の支援になっているというのが実態だと思います。

認定率は若干上昇があったり、バラつきはもちろんありますが、そういったところでいうと認定率、全体の数字ではなくて、要支援と要介護の重い方の割合によって、若干ちょっと違うのかというイメージがありますね。

フレイルというお話がありましたが、虚弱の方をいかに予防するか、今回パブリックコメントでも若い方が支えていくという視点でものを見られて、どうしていく、というようなご指摘をいただいています。今後は市としてもそういった要望を中心に、あるいは国の施策でも交付金の評価の中で数字に表れてきていますので、そういったところで十分やっていける内容になっているのではないかと考えております。

○委員長 : ありがとうございます。

他に委員のみなさま何かございますか。よろしいでしょうかね。

阿賀野市は高齢になっても、住み慣れた市で最後まで過ごしていけるということが確認できましたので、介護保険料はサービスに見合ったところがあるのだらうと分析させていただきます。

それでは、少し予定より早いようでありますけれども、第4回阿賀野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会をこれで終了させていただきたいとお思います。4回の委員会ということでございました。今年度の委員会もこれで最後ということになります。みなさん、本当にありがとうございました。

5) 閉会 終了時間 午後3時50分

9 問い合わせ先

高齢福祉課介護保険係 TEL : 0250-62-2510 (内線 2120)

E-mail : kaigo@city.agano.niigata.jp